



# 山形県公報

令和5年5月26日(金)

号 外 (19)

## 目 次

### 条 例

- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 2
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 同

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第17号) (人事課)
  - 1 警察職員の特殊勤務手当のうち警衛警護作業手当の額を改定することとした。(第14条第2項の表第15号関係)
  - 2 職員等が新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合に、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する措置を廃止することとした。(改正前の附則第9項及び第10項関係)
  - 3 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第18号) (財政課)
  - 1 道路交通法の規定に基づく特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けようとする者から手数料を徴収することとした。
  - 2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。

## 条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第17号

#### 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部コロナ収束総合企画課」を「健康福祉部健康福祉企画課」に改める。

第14条第2項の表中

ロ 警察職員がイに掲げる皇族以外の皇族の 身辺の警衛又は人事委員会規則で定める要 人の身辺の警護に従事した場合	同 640円 (人事委員会規則 で定める警衛に従 事した場合にあつ ては1,150円)
---	---

を

ロ 警察職員がイに掲げる皇族以外の皇族の 身辺の警衛に従事した場合	同 640円 (人事委員会規則 で定める警衛に従 事した場合にあつ ては1,150円)
ハ 警察職員が人事委員会規則で定める要人 の身辺の警護に従事した場合	同 1,150円

に改める。

附則第9項の前の見出し、同項及び附則第10項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第18号

#### 山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項第12号の表ヨの項中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第15号又は第16号」に改める。

**附 則**

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年5月26日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年5月26日発行 発行人 山形県